

第4号様式（第3条関係）

公文書開示決定通知書

教 総 第10156-4号

平成 24 年 6 月 18 日

殿

沖縄県教育委員会
教育長 大城 浩



平成24年6月7日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	県立高校編成整備計画（案）に対する県民意見（パブリックコメント）と検討結果について ・「遊び非行型不登校生徒」の「遊び非行型」の定義（法的・学術的）が記載されている文書 ・「遊び非行型不登校の生徒」について、具体的に何を指しているのかがわかる文書、資料
	知事が特定した公文書の件名	○平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引
2 開示を実施する日時	平成24年6月27日（水）午後3時	
3 開示を実施する場所	行政情報センター [電話番号 (098) 866-2139]	
4 事務担当課（室・所）	県教育庁総務課 [電話番号 (098) 866-2705]	
5 備考		

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。